

第 6 期介護保険料の段階設定について

＝平成 2 6 年度第 6 回高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料＝

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日

健康福祉部 介護保険課・長寿支援課

I. 介護保険料の改定

○介護保険法第117条により、市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画を定める。

○第6期（平成27年度～29年度）の介護保険料は、この介護保険事業計画で定められた3年間の介護給付サービスの量や地域支援事業の量の見込み（サービスの利用見込み）から必要な費用を見込み、そのうち65歳以上の第1号被保険者が負担する部分を算出することによって、設定される。

II. 保険料基準額の推移

○第1期に2,911円だった介護保険料（全国平均基準月額）は第5期には4,972円と1.7倍となった。一方、久留米市の保険料基準月額は、第1期の3,086円から第5期は5,448円と1.7倍に上昇。

第1号保険料基準額

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
全国平均基準月額	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972
久留米市	3,086	3,894	4,724	4,720	5,448

Ⅲ. 第6期に向けての変更点や考え方

1. 保険料段階設定について
2. 公費による軽減強化について
3. 諸係数の変更について
4. 介護給付費準備基金の取り崩しについて
5. 介護報酬の改定について

Ⅲ-1. 保険料段階設定について

○国は、「第6期介護保険料については、標準段階を6段階から9段階に見直すこととしており、課税層の基準所得金額については、新第1段階から新第4段階までの軽減分と新第6段階から新第9段階までの増加分が、全国ベースで均衡するように設定することが基本的考え方である。」と述べ、

- ・ 新第6段階は、所得120万円未満
- ・ 新第7段階は、所得120万円以上190万円 未満
- ・ 新第8段階は、所得190万円以上290万円 未満
- ・ 新第9段階は、所得290万円以上

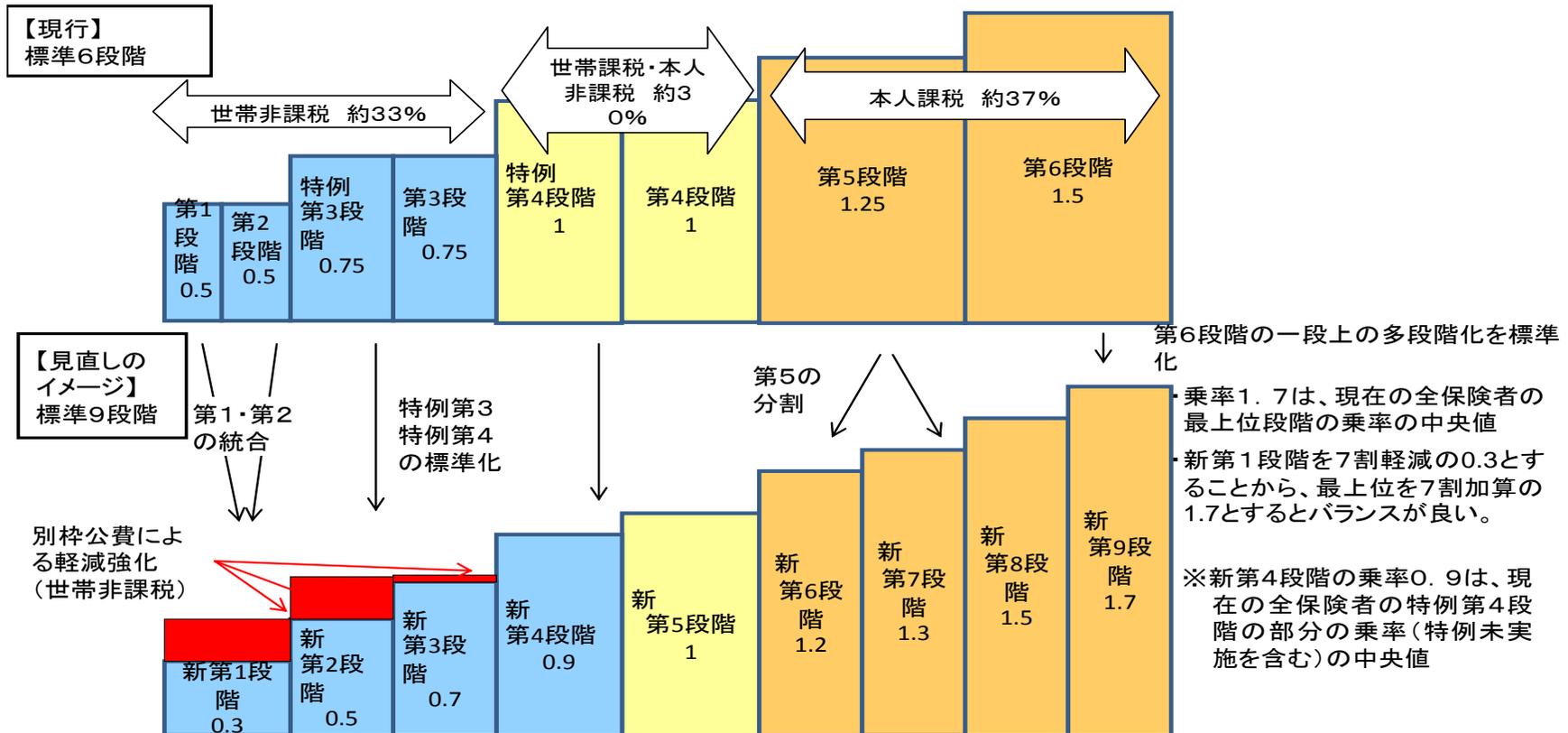
として設定することとしている。

・【参考】保険料の算定に関する基準表

		保険料の算定に関する基準		
		対象者		負担割合
所得段階区分	第1段階	市民税非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び現第2段階（世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入80万円以下等）に相当する人	×0.5 (×0.3)
	第2段階		世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の人	×0.75 (×0.5)
	第3段階		世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の人	×0.75 (×0.7)
	第4段階	市民税世帯課税	本人住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の人	×0.9
	第5段階		本人住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超の人	基準額
	第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額120万円未満の人	×1.2
	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額120万円以上190万円未満の人	×1.3
	第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額190万円以上290万円未満の人	×1.5
	第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額290万円以上の人	×1.7

Ⅲ-1. 保険料段階設定について（多段階設定のイメージ）

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
- なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。



Ⅲ-2. 公費による軽減強化について

○現行の第1・第2段階の料率を0.3に、第3段階の料率を0.5に、第4段階の料率を0.7に軽減し、費用については国が1/2、県が1/4、市が1/4を負担する新たな保険料軽減の仕組みを導入する。

	現行	27年度～	公費負担分
第1・第2段階	0.5	→ 0.3	0.2
特例第3段階	0.75	→ 0.5	0.25
第3段階	0.75	→ 0.7	0.05

Ⅲ-3. 諸係数の変更について

○ 負担率の変更

50%の公費負担は変わらないが、第1号被保険者負担割合が21%→22%、第2号被保険者負担割合が29%→28%に変更される。これは、高齢者が増加し、人口構成割合が変化したことへの対応であり、高齢者1人当たりの負担を増やす趣旨ではない。なお、この負担率の変更により基準額ベースで月額約280円程度の増が見込まれる。

Ⅲ-4 . 介護給付費準備基金の取り崩しについて

○第6期までに発生している保険料の剰余金については、各保険者において、最低限必要と認める額を除いて第6期の保険料上昇抑制のために活用するとされている。

○本市においても、この剰余金（介護給付費準備基金）について、必要見込額を残して取り崩し、保険料上昇の抑制に充てる必要がある。

※基金現在高：約 12.1 億円（25 年度末）⇒ 第5期計画で計上している 9.7 億円の基金取り崩しは発生しない見込み

Ⅲ-5 . 介護報酬の改定について

○介護報酬は、原則として3年に1度改定され、介護給付費に大きな影響を与える。

○すでに厚生労働省の「社会保障審議会介護給付費分科会」で改定に向けた議論が行なわれており、改定案の取りまとめが12月に行われ、1月以降に諮問・答申が行われる予定である。

Ⅳ. 所得段階設定の粗い試算（第5期ベース）

○「2. 第5期保険料の所得段階設定」でのポイントを踏まえて、次の3つのパターンでの試算をお示しします。これは、第5期の保険料と段階についての直接的な試算ではなく、新たな段階を設定した時に、どのような影響があるかを、次のようなポイントを踏まえ、イメージしていただくためのものです。

○第6期の給付費、保険料などは推計作業中のため、保険料は第5期基準月額を、被保険者数は平成26年10月時点のものを使用しています。試算はあくまでもイメージを示すものであり、第6期の試算ではありません。

所得段階または所得金額別の被保険者数

平成26年10月1日現在

所得段階または所得金額			人数	割合	所得段階または所得金額			人数	割合
第1段階			2,600	3.5%	125万円以上190万円未満			7,373	10.0%
第2段階			11,749	15.9%	190万円以上200万円未満			855	1.2%
第3段階	合計所得金額+公的年金等 収入額が120万円以下		5,900	8.0%	200万円以上290万円未満			3,930	5.3%
第3段階	合計所得金額+公的年金等 収入額が120万円超		5,707	7.7%	290万円以上300万円未満			200	0.3%
第4段階特例割合			11,434	15.5%	300万円以上400万円未満			1,369	1.9%
第4段階			10,346	14.0%	400万円以上500万円未満			674	0.9%
120万円未満			9,181	12.4%	500万円以上600万円未満			396	0.5%
120万円以上125万円未満			590	0.8%	600万円以上			1,569	2.1%
					合計			73,873	

IV-1 【試算3】 現行の11段階制を13段階制へ変更

		第5期						第6期 試算3					
合計所得・年金収入など		段階	割合	保険料(年額)	人数(H261001)			合計所得・年金収入など		段階	割合	保険料(年額)	人数(H261001)
高齢福祉年金受給者 生活保護受給者		1	0.50	32,688円	2,600人			高齢福祉年金受給者 生活保護受給者		1	0.50	32,525円	2,600人
本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 80万円以下の方		2	0.50	32,688円	11,749人			本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 80万円以下の方		2	0.50	32,525円	11,749人
本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 80万円超120万円以下の方		3特	0.65	42,494円	5,900人			本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 80万円超120万円以下の方		3特	0.65	42,282円	5,900人
本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 120万円を超える方		3	0.75	49,032円	5,707人			本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 120万円を超える方		3	0.75	48,787円	5,707人
本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 80万円以下の方		4特	0.88	57,531円	11,434人			本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 80万円以下の方		4特	0.88	57,243円	11,434人
本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 80万円を超える方		4	基準額	65,376円	10,346人			本人の[課税年金収入額+合計所得金額]が 80万円を超える方		4	基準額	65,049円	10,346人
本人の合計所得金額が 125万円未満の方		5	1.13	73,875円	9,771人			本人の合計所得金額が 125万円未満の方		5	1.13	73,505円	9,771人
本人の合計所得金額が 125万円以上200万円未満の方		6	1.25	81,720円	8,228人			本人の合計所得金額が 125万円以上200万円未満の方		6	1.25	81,311円	8,228人
本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の方		7	1.50	98,064円	4,130人			本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の方		7	1.50	97,574円	4,130人
本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満の方		8	1.60	104,602円	1,369人			本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満の方		8	1.60	104,078円	1,369人
本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満の方		9	1.70	111,139円	674人			本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満の方		9	1.70	110,583円	674人
本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満の方		10	1.85	120,946円	396人			本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満の方		10	1.85	120,341円	396人
本人の合計所得金額が 600万円以上の方		11	2.00	130,752円	1,569人			本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満の方		11	2.00	130,098円	278人
								本人の合計所得金額が 700万円以上800万円未満の方		12	2.15	139,855円	219人
								本人の合計所得金額が 800万円以上の方		13	2.30	149,613円	1,072人
				被保険者数	73,873人			被保険者数				73,873人	

旧11段階から219人が新12段階へ段階がひとつ上がる

旧11段階から1072人が新13段階へ段階がふたつ上がる

旧11段階を3分割し、新12・13段階をそれぞれ2.15・2.30の割合で設定します。多段階化による増加分を全体で割り戻すため、この試算では、基準月額が27円減少する見込みです。

V. 今後について

今後、次のような点について検討しながら介護保険料の基準月額、所得段階、段階ごとの保険料率を決定することになります。

- ・ 保険給付費の自然増、介護報酬改定による変動、新たな施設整備に伴う給付費の増などを反映させた保険給付費等の見込み。
- ・ 課税層の所得段階の細分化について。
- ・ 給付費の増加、所得段階の細分化による影響などを踏まえた介護給付費準備基金の取り崩し額の設定。